

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、宇陀市、川上村及び東吉野村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成三十年一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

宇陀市

川上村

東吉野村

二 調査を行った期間

宇陀市 平成二十七年七月二十四日から平成二十八年十月十四日まで

川上村 平成二十七年六月二十九日から平成二十九年三月四日まで

東吉野村 平成二十七年六月二十九日から平成二十九年三月五日まで

三 成果の名称

宇陀市大字陀岩清水の一部の地籍図及び地籍簿

川上村（大字寺尾の一部）の地籍図及び地籍簿

東吉野村（大字小川の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

宇陀市大字陀岩清水の一部の地域

吉野郡川上村大字寺尾の一部の地域

吉野郡東吉野村大字小川の一部の地域

五 認証年月日

平成二十九年十一月二十九日